

宇城市子第 874 号

令和 8 年 8 月 10 日

御中

宇城市長 末松 直洋

(公印省略)

宇城市ひとり親家庭等医療費助成事業の改正について (通知)

日頃から本市のひとり親家庭等医療費助成事業につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、本市のひとり親家庭等医療費助成事業制度の改正に伴い、令和 8 年 11 月診療分から、ひとり親家庭等医療費助成事業に係る熊本県内保険医療機関等への通院について、審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び熊本県国民健康保険団体連合会に委託し、「現物給付」により実施することになりました。なお、下記対象外の場合は償還払いを実施します。

したがって、熊本県内保険医療機関等の窓口において、保険証とともに「宇城市ひとり親家庭等医療費受給資格証」の提示がなされた場合、記載内容等をご確認のうえ、診療(調剤)報酬明細書に公費負担者番号(83. 43. 014. 0)を付してご請求いただくこととなりますので、お願いいたします。

なお、保険医療機関等におかれましては、大変ご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

現物給付助成の対象外

- ・1つの医療機関における月の一部負担金が 21,000 円以上のとき
- ・他の公費負担医療制度適用となるとき
(自立支援医療・特定疾病など)
- ・入院の場合
- ・70 歳以上の人

【問合せ】

〒869-0592

宇城市松楯町大野 85 番地

宇城市 子ども未来課給付支援係

Tel : 0964-32-1404 (課直通)

医療機関等における取扱いについて

1 現物給付の条件

ひとり親家庭等医療費助成について、現物給付ができるのは、下記の項目を全て満たす場合に限ります。

- ① 医療機関受診当日に宇城市に住所がある者で、医療機関の窓口で、ひとり親家庭等医療費受給資格証と資格確認証やマイナンバーカードを提示した場合
(医療費が高額になる場合は、「限度額認定証」等のご確認をお願いします。)

- ② 県内医療機関等での保険診療、保険調剤、訪問看護診療
※ただし、高額療養費に該当する(21,000円を超える場合)・入院・整骨院・鍼灸院は現物給付の対象外です。

2 現物給付の対象とならないもの

次の場合は、現物給付の対象となりませんので、通常の保険診療等の取扱いをお願いします。

- ① 医療機関で受給資格証の提示がない場合
- ② 熊本県外の医療機関・薬局での診療及び調剤の場合
(受給資格者から市の窓口へ申請をし、後日口座へ振込む「償還払い」となります。)
※熊本県外の医療機関で処方箋の交付を受け、熊本県内の薬局で調剤サービスを受けた場合、調剤については現物給付の対象となります。
- ③ 健康保険が適用されない場合
- ④ 交通事故等の第三者行為による診療の場合
- ⑤ 70歳以上の人

3 他の公費負担医療制度との優先関係

従来どおり、ひとり親家庭等医療費助成よりも自立支援医療(更生医療や精神通院医療)等の他の公費負担医療制度を優先して適用することとなります。そのため、他の公費負担医療制度適用後の受給者負担額について、ひとり親家庭等医療費助成事業の助成対象としてください。

4 請求の方法

ひとり親家庭等医療費のうち、現物給付となる医療費は、医療保険との併用レセプトによる手続きとなります。

【法別番号】 83 【公費負担番号】 83.43.014.0